

2007年7月2日

三重大学学長
豊田 長康 様

三重大学教職員組合
中央執行委員長 鶴原 清志

「休憩、休息时间」に関する要望書

本年4月より、職員の休憩、休息时间に関する規程が改正され、休息時間が削除され、休憩時間の45分のみとなりました。過半数代表の意見書におきましても、労働基準法に従うということで、やむをえないとの判断がなされています。

しかしながら、昼休みの15分の短縮は、従来、様々な活動を実施していた職員の活動が制限されるものとなっております。また、非常勤職員とは休憩時間が異なっております。勤務時間の割り振り等の規程におきましても、「業務の都合上必要があると認める場合は、休憩時間を変更することができる」とあります。

そこで、この規程を弾力的に運用することを要望するものです。具体的には、職員の希望によって、休憩時間を従来と同じ時間である1時間とし、その分勤務時間を17:30までとすることを認めるということです。職員の希望によって休憩時間を選択できるように要望します。